

公布された条例のあらまし

佐賀県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例（条例第6号）

- 1 佐賀県石油コンビナート等防災本部条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県公告式条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならないこととした。（第4条関係）
- 2 議会の会議規則、傍聴人規則その他県の機関の定める規則及び県の機関の定める規程で公表を要するものについて、1の規定を準用することとした。（第5条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職員の退職管理に関する条例（条例第8号）

- 1 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 法の規定によるもののほか、法に規定する再就職者のうち、国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた法に規定する執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、法に規定する契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。（第2条関係）
- 3 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（法に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて法に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、法に規定する営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。（第3条関係）
- 4 3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処することとした。（第4条関係）
- 5 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県部設置条例（条例第9号）

- 1 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置くこととした。（第1条関係）
 - (1) 政策部
 - (2) 総務部

- (3) 地域交流部
- (4) 県民環境部
- (5) 健康福祉部
- (6) 産業労働部
- (7) 農林水産部
- (8) 県土整備部

2 部の分掌事務を定めることとした。(第2条関係)

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

4 関係する39条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 警察職員のうち警察官の定数を1,710人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。(第2条及び別表関係)

2 育児休業をしている職員が職務に復帰した場合は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができることとした。(第2条の2関係)

3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第11号)

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表に定める職務の級に分類する基準となる等級別基準職務表を定めることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条及び別表第5～別表第8関係)

(2) 人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うこととした。(条例第1条の規定による改正後の第4条及び第17条の4関係)

(3) その他所要の改正を行うこととした。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

特定任期付職員の号給を決定する基準を定めることとした。(条例第2条の規定による改正後の第7条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を決定する基準を定めることとした。(条例第3条の規定による改正後の第5条関係)

4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 降給の種類について定めることとした。(第2条の2関係)

2 降給することができる事由について定めることとした。(第2条の3関係)

- 3 降給の手続について所要の規定を整備することとした。(第3条関係)
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 5 佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)
 - 1 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)
 - 1 知事等の退職手当について、任期を通算して支給できることとした。(第2条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第15号)
 - 1 地方公務員法が改正されたこと等に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例ほか3条例について、所要の改正を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
 - 3 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第16号)
 - 1 農産物検査法施行令が改正されたことに伴い、地域登録検査機関の登録等に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
 - 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等が改正されたことに伴い、既存住宅の増築又は改築による長期優良住宅の認定に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
 - 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
 - 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)
 - 1 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を白石町が、農地法に基づく事務の一部をみやき町が処理することとした。(第2条関係)
 - 2 農地法が改正されたことに伴い、新たに知事の権限に属することとなった事務の一部を佐賀市及びみやき町が処理することとした。(第2条関係)
 - 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の特定非営利活動促進法に係る部分については、同年6月1日から施行することとした。
 - 4 所要の経過措置を定めることとした。
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第18号)
 - 1 住民基本台帳法が改正されたことに伴い、条例に定める知事保存本人確認情報を提供し、又は利用することができる事務から、地方税法

に関する事務を削ることとした。（別表第1及び別表第2関係）

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 佐賀市本庄町に佐賀県佐賀南警察署を新設し、同署に佐賀県諸富警察署を統合することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行することとした。
- 3 佐賀県警察署協議会条例について所要の改正を行うこととした。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第20号）

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、佐賀県暴力団排除条例ほか6条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 地方公務員法が改正されたこと等に伴い、佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例ほか3条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 3 佐賀県公立学校職員給与条例について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 県立学校職員の定数を3,269人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,671人に増員することとした。（第3条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 給料表に定める職務の級に分類する基準となる等級別基準職務表を定めることとした。（第5条及び別表第5～別表第8関係）
- 2 人事評価の結果を給与に反映させるための規定の整備を行うこととした。（第6条及び第21条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県消費生活センター設置条例（条例第24号）

- 1 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、佐賀県消費生活センター（以下「センター」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 センターは、佐賀市に置くこととした。（第2条関係）
- 3 センターに、所長その他必要な職員を置くこととした。（第3条関係）

4 センターには、消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこととした。（第 4 条関係）

5 センターは、事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第 5 条関係）

6 その他所要の事項を定めることとした。

7 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

1 佐賀県立地域生活リハビリセンターにおいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業を実施することとした。（第 1 条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

1 佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）

2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

旅館業に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

1 簡易宿所営業施設及び下宿営業施設に係る構造設備の基準から便所を男女別に設けることとする基準を削除することとした。（第 15 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

1 職業能力開発促進法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

1 建築基準法が改正されたことに伴い、佐賀県建築審査会の委員の任期を定めることとした。（第 2 条の 2 関係）

2 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例（条例第 30 号）

1 佐賀県宅地建物取引業審議会条例は、廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 県の行政組織の改編に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めることとした。（第2条関係）
- 2 委員長は、副委員長のほか、委員長の指名する2人以上の委員とともに会議の概況、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録に署名又は押印しなければならないこととした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。